平成２７年（フ）第１５２号
茨城県つくば市牧園３番地３　コンポ牧園201号
債務者　松元　真美
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１８４号
金沢市みどり１丁目180番地　市営住宅Ｄ７棟102号
債務者　中川　明子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２０６号
金沢市野町５丁目11番16号、従前の住所金沢市高尾南３丁目178番地
債務者　山田　幸作
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１２９号
滋賀県東近江市沖野２丁目10番33号ＴｗｉｎＡｖｅｎｕｅＢ棟206号室
債務者　今在家尚恵（旧姓矢部）
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１３０号
滋賀県彦根市本町１丁目８番17号
債務者　近藤　和美
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４８７号
神戸市灘区上野通１丁目２番35―412号
債務者　髙見　和江（旧姓半沢）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２１号
神戸市須磨区大田町４丁目１番18号　吉里マンション303
債務者　和泉　聡子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６３６号
神戸市東灘区住吉本町１丁目11番28―209号
債務者　中谷　正一
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７９号
兵庫県伊丹市緑ケ丘５丁目39番地　山野マンション101号
債務者　塩田ふみこ
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
兵庫県伊丹市鴻池５丁目10番６―501号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目58番地（607）
債務者　松尾　　哲
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
広島県世羅郡世羅町大字伊尾2380番地１
債務者　能登　　亨
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第６１号
山口県宇部市草江４丁目７番31―２号
債務者　永宗　明美
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第６２号
広島県三原市沼田東町両名997番地５　しのぶ荘３号
債務者　新角　勝樹
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第６３号
広島県尾道市瀬戸田町福田1200番地５
債務者　田崎ひとみ
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第６９号
広島県三原市沼田東町七宝257番地４　県営住宅１―104号
債務者　中本　和子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第２２５号
宮崎市錦本町４―52　リバータウン錦本202号、住民票上の住所宮崎市千草町９番７号サンジェローム萩708号
債務者　平山千恵美
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
宮崎地方裁判所破産係